

◇◇◇◇◇ 認知の調停を申し立てる方へ ◇◇◇◇◇

1 手続きの概要・申立てできる方・申立先 ※「認知調停」をご覧ください。

2 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。
 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の3に記載の書類(・申立書・送達場所等の届出書・事情説明書・進行連絡メモ)
- 収入印紙 1,200円分
- 郵便切手 140円×1枚, 84円×8枚, 10円×2枚(合計832円)

- 子の戸籍謄本(全部事項証明書)
 ※ 離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)
- 申立書の写し

3 申立てする方が、記入して提出する書類

1	申立書	・提出先は、原則、相手方の住所地を管轄する裁判所です。
	記載例	・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。
		・知られたくない住所等は、申立書には記載しないでください。
2	送達場所等の届出書	・安全の確保等の必要から住所や電話番号の非開示の希望の申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。
3	事情説明書	・申立てに至った事情などを記載してください。
		・提出した書面は、相手方が見たり(閲覧)、コピー(謄写)をする可能性があります。
4	進行連絡メモ	・調停の進行に関して、参考にするものです。
		・特別な事情がない限り非開示とします。

4 申立てする方に読んでおいてほしい書類

5	裁判所に書面を提出される方へ	・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
6	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	・提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり、コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。
		・相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
7	調停のしおり	・調停の進行についての説明書です。

認知調停

1. 概要

婚姻関係にない父と母の間に出生した子を父が認知しない場合には、子などから父を相手とする家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

この調停において、当事者双方の間で、子どもが父の子であるという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされます。

認知がされると、出生のときにさかのぼって法律上の親子関係が生じることになります。

なお、婚姻中又は離婚後 300 日以内に生まれた子どもは、婚姻中の夫婦間にできた子（嫡出子）と推定され、仮に他の男性との間に生まれた子どもであっても出生届を提出すると夫婦の子どもとして戸籍に入籍することになります。しかし、婚姻中又は離婚後 300 日以内に生まれた子どもであっても、夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母との性的交渉がなかった場合など、妻が夫の子どもを妊娠する可能性がないことが客観的に明白である場合には、夫の子であるとの推定を受けないことになるので、そのような場合には、前の夫を相手として親子関係不存在確認の調停を申し立てる方法や、子から実父を相手とする認知請求の調停を申し立てる方法もあります。

※ 婚姻の解消又は取消し後 300 日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて

婚姻の解消又は取消し後 300 日以内に生まれた子のうち、医師の作成した「懐胎時期に関する証明書」が添付され、当該証明書の記載から、推定される懐胎の時期の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後である場合には、前の夫を父としない出生の届出をすることができることとされています。詳細については、最寄りの戸籍役場にお問い合わせください。

2. 申立人

- 子
- 子の直系卑属
- 子又は子の直系卑属の法定代理人

3. 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4. 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200 円分
- 連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）

※ 親子の関係があることを明らかにするために、鑑定を行う場合もあります。この場合、原則として申立人がこの鑑定に要する費用を負担することになります。

5. 申立てに必要な書類

(1) 申立書及びその写し1通

(2) 標準的な申立添付書類

- 子の戸籍謄本（全部事項証明書）
- 相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）
- 離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。